

(案)

令和2年(2020年) 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市環境影響評価審議会  
会長 近藤 哲也

(仮称)札幌駅交流拠点北5西1・西2地区第一種市街地再開発事業  
計画段階環境配慮書について(答申)

令和2年10月21日付け札幌対第50998号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

#### 記

本事業は、札幌駅交流拠点の先導街区に、最高高さが200m又は255mに至る大規模建築物及び排出ガス量が最大で79,900 Nm<sup>3</sup>/hに達する地域冷暖房施設(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第2条に規定する特定工場)を建設・設置するものであり、大気質、騒音、風害、日照、景観など様々な環境要素に影響を及ぼす可能性があることから、事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手続に反映させること。

#### 1 大気質、騒音及び振動について

大気質、騒音及び振動に係る影響については、施設の供用に伴い交通状況の変化が予想されることから、供用後の資材等の搬出入車両及びバスターミナルや駐車場部分の利用に伴う公共交通機関や来場者関係車両の運行に伴い発生する窒素酸化物、騒音及び振動について、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、バスターミナルや駐車場部分の往来等の台数については、適切な方法で見積もりを行うこと。

また、窒素酸化物については、地域冷暖房施設の稼働に伴う発生も含め、総合的に調査、予測及び評価を行うこと。

## 2 風害について

計画建築物の影響によるビル風の軽減に努めるとともに、ビル風に伴う風切り音の発生について可能な範囲で調査、予測及び評価を行うこと。

## 3 日照障害について

- (1) 当該事業実施想定区域の周辺では、他事業者による再開発事業が工事着手済み又は環境影響評価手続中であるため、これら他の再開発事業と本事業に伴う日影の複合的な影響が懸念される。

このため、他の再開発事業との日影の複合的影響について、適切な手法を採用したうえで、調査、予測及び評価を行うこと。

- (2) 北海道においては、特に冬季の日照時間が貴重であることから、日影の影響について規制の範囲内に適合させることにとどまらず、日照について十分確保するよう配慮すること。

## 4 景観について

景観に関する調査、予測及び評価を行うに際しては、次に掲げる事項を実施し、道都札幌の玄関口を代表するにふさわしい緑化を含めた景観の形成に配慮すること。

- (1) 計画建築物の基壇部については、南口駅前広場の周囲のみならず、北5条手稲通の南側に建ち並ぶ既存建築物との調和等について十分に配慮すること。
- (2) 計画建築物の高層部については、眺望の確保や圧迫感の軽減など総合的に検討すること。

## 5 交通に関する負荷について

計画建築物による自動車交通や歩行者交通に係る、周辺交通への影響に関する検討の要旨を記載すること。